

報告第22号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年8月31日

つくば市長 市 原 健 一

専決処分第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，次のとおり専決処分する。

平成28年8月9日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

除草作業中に跳ねた小石により，信号待ちで停車中の乗用車の窓ガラスを破損させた事故に関し，次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成28年7月20日 午後3時10分頃

2 事故発生の場所

つくば市春日一丁目 つくば市消防本部旧庁舎北側の市道

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

つくば市が所有・管理する旧消防庁舎の除草作業を，担当課員で実施していたところ，草刈機で小石を跳ね，直近の市道上に信号待ちしていた相手方の乗用車

の窓ガラスを破損させたもの。

5 和解の概要

- (1) つくば市が、修理工場（ホンダカーズ茨城南つくば花室店）に対し、金55,120円を支払うことを、相手方了承済み。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。